

令和3年1月22日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 茂 松 茂 人
(公印省略)

再審査請求における審査方式の変更について

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

医療機関からの再審査請求について、大阪府においては長年にわたり書面による再審査請求と面談による再審査請求が選択できるとされてまいりました。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、現在、支払基金については、面談による再審査は中止されています。また、国保連合会については、日程調整による少数ずつの実施が行われております。

今般、審査支払機関より、再審査の審査方式については「国から審査支払機関の全国的な統一に向かう考えが示されつつある中、再審査の審査方式について、支払基金と連合会の間で検討を行い、全国と同様に書面を基調とする審査を令和3年4月より実施することとなり、再審査の審査方式は、原則、書面とする」との連絡がありました。

本会では、書面審査では診療内容に対する算定点数の必要性について十分に伝えられない点もあり、面談方式を継続するよう審査支払機関と交渉してまいりましたが、現状においては面談方式の申請数が減少していることや、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から書面による審査においても、大きな問題は生じていないと仄聞しています。

本会としても上記の状況を鑑み、令和3年4月からは書面による再審査はやむを得ないと判断いたしました。

ただし、減点された内容について医療機関から審査支払機関に電話等で問い合わせがあった場合は、できる限り詳細な説明を行うこと、書面では診療内容を説明しきれない場合等、医師が直接説明する必要がある場合は、個別に対応するよう審査支払機関に要請しております。

つきましては、事情をご賢察の上、令和3年4月以降は、書面による再審査にてご対応くださいますようお願いのほど、何卒よろしくお願い申し上げます。